

行政不服審査制度の見直しについて（案）の意見募集結果

パブリックコメントの概要

1. 意見を公募した期間：平成 25 年 5 月 14 日（火）～31 日（金）
2. 意見の提出をした個人・団体数：136 件（93 人、43 団体）
3. 主な意見提出団体

日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本
本税理士会連合会、全国知事会、日本労働組合総連合会

※下線を付した団体は 3 月 22 日に開催したヒアリング対象団体

意見の概要

1. 公正性の向上

(1) 職員のうち処分に関与しない者（審理員）による点検(32件)

- ・ 審理員の導入に賛成の意見と、事務の効率性への影響、人材確保等の懸念から反対の意見があった。
- ・ 一部に、審理員の登用方法について外部人材の登用を求める意見があった。

(2) 第三者機関による点検(46件)

- ・ 第三者機関への諮問の仕組みを設けること（第1案）に賛成の意見と、審理の長期化につながることで、組織・定員・予算増の負担になること等の懸念から反対する意見があった。
- ・ 一部に、第三者機関を設ける場合には、第三者機関の独立性を確保すべきとの意見があった。

2. 使いやすさの向上

(1) 不服申立先によって異なる手続を一元化（16件）

- ・ 一元化に賛成する意見、地方在住者の権利救済への影響を懸念するなど反対する意見、有効に機能しているものについて例外的に再調査の請求、再審査請求として存置することを求める意見があった。

(2) 新しい制度を一律に適用するか？(9件)

- ・ いわゆる「裁定的関与」についても審理員などの新しい行政不服審査制度を適用することに反対の意見はなかった。

(3) 不服申立てができる期間の延長をどのようにすべきか。(24件)

- ・ 審査請求できる期間を3か月に延長すべきという意見と6か月に延長すべきという意見があった（一部に、現行の60日を維持し、延長に反対する意見があった。）。

(4) 裁判所への出訴との選択を拡大するか？(22件)

- ・ 不服申立前置についても見直しを行い、裁判所への出訴との選択を拡大することに賛成する意見と、行政と司法との機能分担を変更すること等への懸念から反対の意見があった。

3. 国民の救済手段の充実・拡大

- (1) (法令違反のための事実を発見すれば) 是正のための処分を求めることができる。(10件)
 - ・制度の創設に反対の意見はほとんどなかった。

- (2) (違法な行政指導を受ければ) 中止等を求めることができる。(7件)
 - ・制度の創設に反対の意見はほとんどなかった。